

「(仮称) 菅生太陽光発電事業計画段階環境配慮書」の公表及び縦覧について

菅生太陽光発電合同会社
令和4年6月7日

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 菅生太陽光発電事業計画段階環境配慮書」(以下、配慮書)を公表します。

【縦覧場所】

宮城県庁行政庁舎 13階 環境生活部環境対策課 (宮城県仙台市青葉区本町3-8-1)
仙台市役所二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町) 5階 環境局環境部環境企画課
(宮城県仙台市青葉区二日町6-12)

仙台市茂庭台市民センター (仙台市太白区茂庭台4-1-10)
村田町役場本庁舎 1階町民生活課 (宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6)
村田町役場菅生出張所 (宮城県柴田郡村田町大字菅生字宮根59)

【縦覧期間】

令和4年6月7日(火曜日)～令和4年7月6日(水曜日)
縦覧場所の閉庁・休館日を除く。

【縦覧時間】

縦覧場所	縦覧時間
宮城県庁行政庁舎 13階 環境生活部環境対策課	午前8時30分から午後5時15分まで
仙台市役所二日町仮庁舎 (MSビル二日町) 5階 環境局環境部環境企画課	午前8時30分から午後5時まで
仙台市茂庭台市民センター	午前9時から午後9時まで
村田町役場本庁舎 1階町民生活課	午前8時30分から午後5時15分まで
村田町役場菅生出張所	午前8時30分から午後5時15分まで

【意見の提出】

配慮書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて日本語で意見書をお寄せください。

1. 意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名及び住所
- ・配慮書についての環境の保全の見地から意見 (意見の理由を含めて記載してください。)

2. 意見書の提出期限

令和4年7月6日(水曜日)まで (郵便の場合は当日消印有効)

3. 意見書の提出先

下記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住 所：〒108-0073 東京都港区三田3丁目4番18号

事業所名：菅生太陽光発電合同会社

【お問い合わせ先】

住 所：〒108-0073 東京都港区三田3丁目4番18号

事業所名：菅生太陽光発電合同会社

連絡先：TEL 03-6722-6404